

介護保険制度のお知らせ

介護保険制度は介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。

申請から介護サービス利用までの流れ

①申請 長寿介護課へ申請してください(地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの代行可)。

②審査・判定 要介護認定調査員が自宅を訪問し、心身の状態について聞き取り調査を行います。

③結果通知 原則として、申請から30日以内に市から認定結果通知書と認定の結果が記載された保険証が郵送されます。

④ケアプラン作成 ケアプランとは、介護サービスの種類や内容を決めた計画書のことです。要介護1〜5と認定された方は指定居宅介護支援事業者にケアプランの作成を依頼してください。

※指定居宅介護支援事業者の一覧表は、申請時に窓口で配布します。

要支援1、2と認定された方は担当する地域包括支援セ

ンターから連絡がありますので、介護予防ケアプランの作成を依頼してください。

⑤サービスの利用 サービスの内容を決定し、サービス事業者と利用の契約を行い、ケアプランに基づいてサービスを利用します。サービスを利用した際には、原則として費用の1〜3割のいずれかを利用者負担します。

※在宅でサービスを利用する場合、要介護度に応じて1ヵ月に利用できる金額に上限が設けられています。限度額を超えてサービスを利用した分は、全額利用者が負担することになります。

介護保険料

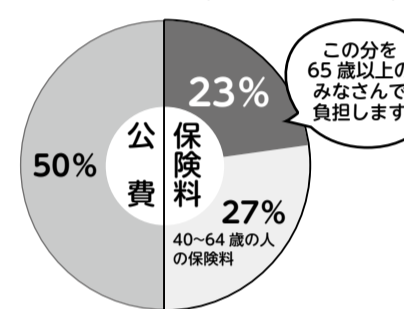
介護保険は、国・県・市が負担する「公費」とともに、皆

【表1】介護保険料表

◎介護保険料の個別通知書は、6月中旬にご自宅に郵送します。

所得段階	内容	保険料年額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	17,300円 (基準額×0.30)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	28,900円 (基準額×0.50)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	40,500円 (基準額×0.70)
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	52,100円 (基準額×0.90)
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	57,900円 (基準額)
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	69,400円 (基準額×1.20)
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	72,300円 (基準額×1.25)
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	86,800円 (基準額×1.50)
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	92,600円 (基準額×1.60)
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	101,300円 (基準額×1.75)

■介護保険の財源(利用者負担を除く)



65歳以上の方の介護保険料は、介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額の考え方」。

問長寿介護課 ☎407

【表2】

	平成31年度	令和2年度
第1段階	21,700円	17,300円
第2段階	33,200円	28,900円
第3段階	41,900円	40,500円

「低所得者への保険料減額」令和元年10月に消費税率が引き上げられたことに伴い、低所得者への負担軽減として、第1〜3段階の保険料額が減額されています(表2参照)。

準額」をもとに決まります。市では、この介護保険料の「基準額」をもとに、本人と世帯の住民税の課税状況や所得に応じた負担になるように10段階に分けて設定しています(表1参照)。

後期高齢者医療保険料の改定

後期高齢者医療保険料は、今後2年間の費用と収入を見込んで2年ごとに見直しされています。令和2年度から、次のとおり後期高齢者医療保険料が改定されましたのでお知らせします。

問国保年金課 ☎834、埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048-833-3120

保険料の年間上限額は、62万円から64万円に、所得割率は、7.86パーセントから7.96パーセントに引き上げられました。

〈保険料の計算方法〉

$$\text{年間保険料 [上限64万円]} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$= 41,700円 + (\text{前年の総所得金額等} - \text{基礎控除額} 33万円) \times 7.96\text{パーセント}$$

〈均等割額の軽減〉

保険料の均等割額については、段階的に軽減特例措置が縮小されています。なお、5割軽減および2割軽減については、軽減判定所得基準額が拡大されます。

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額	平成31年度 (軽減後の均等割額)	令和2年度 (軽減後の均等割額)
【基礎控除額(33万円)】以下	8.5割軽減 6,250円/年	7.75割軽減 9,380円/年
【基礎控除額(33万円)】以下で、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の各種所得なし)	8割軽減 8,340円/年	7割軽減 12,510円/年
【基礎控除額(33万円)+28万円×世帯の被保険者数】以下	5割軽減 20,850円/年	変更なし
【基礎控除額(33万円)+28.5万円×世帯の被保険者数】以下	5割軽減 20,850円/年	変更なし
【基礎控除額(33万円)+51万円×世帯の被保険者数】以下	2割軽減 33,360円/年	変更なし
【基礎控除額(33万円)+52万円×世帯の被保険者数】以下	2割軽減 33,360円/年	変更なし

※令和3年度には、7.75割軽減が7割軽減となります。

新庁舎建設基本設計(素案)に関する説明会

市では、庁舎の建て替えに向けた取り組みを進めています。新しい庁舎の基本設計の素案がまとまりましたので説明会を開催します。

※各回1時間程度、説明の内容は同じです。
問6月29日までに、電話または電子メールでアセットマネジメント推進課(☎845、メールアドレス chosha-seibi@city.yashio.lg.jp)へ

日時	場所	定員 (申込順)
6月30日(火)午後7時~	八幡公民館 視聴覚室	20人
7月1日(水)午後7時~	八條公民館 会議室1	20人
7月2日(木)午後7時~	ゆまにて 会議室兼研修室	20人
7月3日(金)午後7時~	八潮メセナ・アネックス 多目的ホールC	20人
7月4日(土)午後2時~	やしお生涯学習館 多目的ホール	50人
7月5日(日)午前10時30分~	やしお生涯学習館 多目的ホール	50人

意見募集

八潮市新庁舎建設基本設計(素案)に対する意見募集期間の再延長

「新庁舎建設基本設計(素案)に関する説明会」を開催するため、意見募集期間を再延長し7月10日までとします。

問アセットマネジメント推進課 ☎845